野田市旅券事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年９月１６日

野田市長　鈴　木　　有

野田市告示第２５６号

野田市旅券事務取扱要綱の一部を改正する告示

野田市旅券事務取扱要綱（平成２９年野田市告示第１３３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「及び取扱窓口を開設する時間は、取り扱う旅券事務の区分に応じ、次のとおりとする」を「は、市民生活部市民課に設置する」に改め、同項の表を削り、同条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　取扱窓口を開設する時間は、次の各号に掲げる旅券事務の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

⑴　一般旅券の交付　日曜日から金曜日までの午前９時から午後４時３０分まで

⑵　一般旅券の交付以外の旅券事務　月曜日から金曜日までの午前９時から午後４時３０分まで

第２条に次の１項を加える。

４　前２項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、取扱窓口を開設する日又は時間を変更することができる。

附　則

この告示は、令和８年１０月１日から施行する。